

浜田市議会議長様

採択された陳情に関して浜田市議会議長から執行部へ提出された善処要望に対して、誠実な対応を求める陳情

令和4年3月議会で採択された陳情について、浜田市議会の笹田議長から執行部へ善処を要望する文書が提出されています。この中で陳情第38号「改正された浜田市庁舎管理規則の録音禁止について改正の検討を求める陳情」に関し、「※市が意図しない内容に編集され、拡散される恐れのある場合等を除き、個人の記録のために行う録音を認めることについて検討されたい。」という付帯意見を付して善処を要望して下さっています。

これに関し、この要望を受けて行われた検討、協議の内容を教えて欲しいとお願いしたところ、「係、課長、総務部長で検討を行ったが、現在のルールで問題ない。改正は行わないと決めた。」と回答がありました。「いつ、どなたが検討、協議して、その内容はどうだったのか教えて下さい。」とお願いしましたが、「協議は行ったが、記録は無い。いつだったかと、詳細な内容については回答できない。」とのことでした。

また、付帯意見では「意図しない内容に編集され、拡散される恐れのある場合等を除き、個人の記録のために行う録音を認めることについて検討されたい。」とされているが、これについては検討して下さったのか?という質問に、行財政改革推進課からは「庁舎を利用するすべての市民について、市が意図しない内容に編集してSNS等へアップする可能性がゼロではないため、許可は今後もしない。」という回答がありました。「市民が、私はSNSにアップもしない。正確な記録を取るために認めて欲しいとお願いしてもダメなのか?」との問い合わせにも「SNSへアップされることで職員のメンタルヘルスに支障が生じる可能性がゼロではないため、認められない。」との回答でした。これは、全ての市民は職員のメンタルヘルスに害を及ぼす可能性があるという認識を示したことになり、協議を行ったとされる数人の職員のとても失礼な偏見にもとづいて「浜田市としての意思決定を行った」ことになります。また、市職員のメンタルヘルスに支障をきたす可能性をゼロにするために、住民の福祉の向上に反するルール変更を行ったことになり、地方自治法に反する決定であると感じます。

議会は市民に選ばれた市民の代表です。その議会の要望に対し、市長が「議会としての考え方、要望であってもこの件は善処できない」としたのであれば、市長もまた市民に選ばれているため構いません。しかし、今回は係、課長、部長で決定を行ったという回答でしたので、市民の代表の要望に対して、とても偏った考え方によって「善処する必要はない」と決定したのであれば、問題があるように思います。

是非、市議会からの要望に対しては、誠実に、きちんと記録を残した上で、あとから説明できるような意思決定と回答、結果の通知説明が行われるように、執行部に働きかけて下さいます様お願い申し上げます。

浜田市国分町

三島 淳寛

令和4年 11月 17日

